

○豊山町空家解体費補助金交付要綱

令和3年3月17日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の安全・安心と良好な生活環境を確保するため、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家の解体工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、豊山町補助金等交付規則（平成23年豊山町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空家)

第2条 補助金交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であつて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に存する1年以上使用されていない空家で、延べ床面積2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、当該空家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。
- (2) 木造であること。
- (3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と同等の空家（以下「不良住宅」という。）であること。
- (4) 個人が所有する空家であること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であつても、当該権利の権利者が当該空家の解体について同意している場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に解体が必要と認める空家を補助金交付の対象とすることができる。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税を滞納していない者であること。
- (2) 豊山町暴力団排除条例（平成24年豊山町条例第2号）第2条第2号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であり、かつ、同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

- (3) 補助対象空家の所有者であること。ただし、当該補助対象空家が共有である場合は、その解体について共有者全員の同意があること。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 解体業者に依頼して行う補助対象空家の全部を解体する工事
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する工事
- (3) 次のいずれにも該当しない工事
  - ア 補助対象空家が道路改良その他の公共事業の補償対象となる工事
  - イ 当該事業について町の他の補助金交付の対象となる工事
  - ウ 暴力団又は暴力団員が関与する工事

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が解体業者に支払った補助対象事業に係る経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、200,000円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(判定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、第10条の規定による申請前に、不良住宅判定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出し、次条に定める判定を受けなければならない。

- (1) 空家の位置図（付近見取図）
- (2) 空家の外観写真（複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものとする。）

(不良住宅の判定)

第8条 町長は、前条の規定による判定の申請があつたときは、現地調査を行い、当該空家が不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第9条 町長は、前条の判定を行ったときは、その判定結果を不良住宅判定結果通知書(様式第2号)により、第7条の規定による判定の申請をした補助対象者に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条の規定により不良住宅に該当する旨の通知のあつた補助対象者であつて、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、解体工事に着手する前に、空家解体費補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空家の使用状況報告書(様式第4号)
- (2) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (3) 解体工事の見積書の写し(解体業者の記名のあるもの)
- (4) 町税を滞納していないことが確認できる書類
- (5) 空家の解体について、第2条第5号ただし書の権利者及び補助対象者以外の第3条第3号の共有者全員の同意を確認できる書類(必要な場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、交付の申請は会計年度内において、申請者1人につき1回限りとする。

(交付の決定)

第11条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、空家解体費補助金交付決定通知書(様式第5号)又は空家解体費補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第12条 町長は、申請者が前条に規定する補助金の交付決定前に補助対象事業に着手したときは、補助金を交付しないものとする。

(申請内容等の変更)

第13条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに空家解体費補助事業変更申請書(様式第7号)を町長に提出して、承

認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請には、第10条第1項に規定する書類のうち、当該変更に係る書類を添付するものとする。

3 町長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めたとときは、補助金の交付決定の内容を変更することができる。

4 町長は、前項に規定する変更を行うときは、空家解体費補助事業変更承認通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第14条 申請者は、第11条の規定による補助金交付の決定後において、補助対象事業を中止する場合は、速やかに空家解体費補助金取下げ申出書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（完了実績報告書）

第15条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、空家解体費補助金実績報告書（様式第10号。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し
- (2) 解体工事費等の請求書の写し及び領収書の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) 建設リサイクル法第10条第1項又は第2項の規定による届出の受領票（町の受付印が押印されたもの）の写し（延べ床面積が80平方メートル以上のものに限る。）又は解体工事が適切に行われたことが確認できる書類の写し
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票のうちA票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第16条 町長は、完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、空家解体費補助金確定通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第17条 申請者は、前条の確定通知書を受けたときは、当該通知書を受けた日の属する年

度の3月末日までに、空家解体費補助金請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第18条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。

（3） 第15条に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用する。

（委任）

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

不良住宅判定申請書

年 月 日

豊山町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

豊山町空家解体費補助金交付要綱第7条の規定による判定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助対象建物の判定にあたり、町職員による空家への立入りについて、承諾します。

空家の所在地	
空家の期間	年 月
添付書類	(1) 空家の位置図（付近見取図） (2) 空家の外観写真（複数の方向から撮影されたものとし、そのうち1方向は正面玄関を含むものとする。）

様式第2号（第9条関係）

不良住宅判定結果通知書

第 号  
年 月 日

様

豊山町長

年 月 日付けで申請のありました不良住宅判定について、豊山町空家解体  
費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

空家の所在地	
判 定	

様式第3号 (第10条関係)

空家解体費補助金交付申請書

年 月 日

豊山町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

豊山町空家解体費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業名	
補助対象事業年月日 及び完了年月日 (予定)	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 空家の使用状況報告書 (様式第4号) (2) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類 (3) 解体工事の見積書の写し (解体業者の記名のあるもの) (4) 町税を滞納していないことが確認できる書類 (5) 空家の解体について、第2条第5号ただし書の権利者及び補助対象者以外の第3条第3号の共有者全員の同意を確認できる書類 (必要な場合に限る。) (6) その他町長が必要と認める書類



様式第4号（第10条関係）

空家の使用状況報告書

年 月 日

豊山町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

補助対象空家の使用状況は下記のとおりであり、当該空家が1年以上使用されていないことを報告します。

記

1 空家所在地

2 空家の使用状況

年 月	経 緯
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

上記報告内容について、虚偽の内容がないことを宣言します。報告内容に虚偽があった場合、補助金交付の決定を取消しのうえ、補助金を返還することに同意します。

様式第5号（第11条関係）

空家解体費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊山町長

年 月 日付けで申請のありました豊山町空家解体費補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、豊山町空家解体費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
  
- 2 補助金の交付条件
  - (1) 申請内容について変更するときは、空家解体費補助事業変更申請書（様式第7号）を提出してください。
  - (2) 補助対象事業を中止するときは、空家解体費補助金取下げ申出書（様式第9号）を提出してください。
  - (3) 次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
    - ア 虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付を受けたとき。
    - イ 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又は要綱に違反したとき。
    - ウ 要綱第15条に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。
    - エ その他町長が補助金交付を不相当と認めたとき。

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

豊山町長

空家解体費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました豊山町空家解体費補助金について、下記の理由により不交付と決定しましたので、豊山町空家解体費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 空家の所在地

\_\_\_\_\_

2 理 由

様式第7号（第13条関係）

空家解体費補助事業変更申請書

年 月 日

豊山町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のありました空家解体事業について、次のとおり申請内容を変更したいので、豊山町空家解体費補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

空家の所在地	
変更の概要	
変更の理由	

添付書類 交付申請において提出した添付書類のうち、当該変更に伴い変更されたもの

様式第8号（第13条関係）

空家解体費補助事業変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

豊山町長

年 月 日付けで申請のありました変更について承認しましたので、豊山町空家解体費補助金交付要綱第13条第4項の規定により通知します。

様式第9号（第14条関係）

空家解体費補助金取下げ申出書

年 月 日

豊山町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のありました  
空家解体事業については、下記の事由により中止したいので豊山町空家解体費補助金交付要  
綱第14条の規定により申し出ます。

様式第10号（第15条関係）

空家解体費補助金実績報告書

年 月 日

豊山町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました空家解体事業を完了しましたので、豊山町空家解体費補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて報告します。

空家の所在地	
補助対象経費	金 円（消費税及び地方消費税を含む）
工事期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	(1) 解体工事の工事請負契約書の写し又は請書の写し (2) 解体工事費等の請求書の写し又は領収書の写し (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの） (4) 建設リサイクル法第10条第1項又は第2項の規定による届出の受領票（町の受付印が押印されたもの）の写し（延べ床面積が80平方メートル以上のものに限る。）又は解体工事が適切に行われたことが確認できる書類の写し (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票のうちA票の写し (6) その他町長が必要と認める書類

様式第11号（第16条関係）

空家解体費補助金確定通知書

年 月 日

様

豊山町長

年 月 日付けで完了実績報告のありました空家解体費補助金について、豊山町空家解体費補助金交付要綱第16条の規定により補助金の額を確定したので下記のとおり通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 空家の所在地 \_\_\_\_\_



様式第12号(第17条関係)

空家解体費補助金請求書

年 月 日

豊山町長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のありました空家解体費補助金について、豊山町空家解体費補助金交付要綱第17条第1項の規定により次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込金融機関口座等

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所
預金の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		